



有期契約のパート職員がいる企業様、必見！

有期契約・無期契約の非正規雇用者（＝パート労働者等）を、正社員に転換した場合、助成金がもらえること、ご存じですか？

キャリアアップ助成金・正社員化コース（厚生労働省）

非正規雇用者を、正社員に転換した場合に助成

①有期 → 正規：1人当たり **57万円**（**72万円**）

②無期 → 正規：1人当たり **28万5千円**（**36万円**）

※（ ）内の金額は、生産性要件を満たした場合の受給額（裏面※1）

※ R4年より、「有期→無期」への転換は廃止されました。

[マニュアルはこちら](#)



キャリアアップの対象になる非正規雇用者とは？

賃金の額または計算方法が、「正規雇用者と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6カ月以上受けている者。

例) 基本給の計算方法が違う（非正規は時給、正規は月給）

賞与・退職金の有無（非正規は無し、正規は有り）

キャリアアップにおける正社員とは？

「賞与」または「退職金制度」かつ、「昇給」のある正社員へ転換が必要！

ポイント

- 正規転換前6カ月間の賃金より3%増額すること
（正規転換日と賃金締め日が一致しない場合、注意！！）
- 就業規則の条文「適用範囲」等にて、正規と非正規（パート）を区分する
- 有期雇用者は、雇用された期間が通算して3年を超えると対象外
- 正社員として雇用することを約していないこと

本助成金の詳細な問合せ先

兵庫労働局 ハローワーク助成金デスク 電話番号：078-221-5440



受給までの大まかなスケジュール

5年計画(期間を確認)

非正規時の賃金6カ月以上

3%の賃金増額が必要



キャリアアップ計画の提出

就業規則改定

正社員へ転換

転換後6カ月賃金支払

支給申請

※ 1 【生産性要件】直近と3年度前の決算を比較。以下が6%以上上昇で該当

$$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{決算時点の雇用保険被保険者数}}$$

決算時点の雇用保険被保険者数



提出書類、揃ってますか？

- 就業規則（非正規と正規で区分がわかる）
- 賃金台帳（非正規6カ月分、正規転換後6カ月分）
- 出勤簿またはタイムカード（賃金台帳同様）
- 雇用契約書または労働条件通知書（非正規時と正規転換後）

※上記以外にも求められることがあります（詳細はマニュアル参照ください）。

【過去3年以内に先端設備等導入計画の認定を受けた企業様向け】

R5 1/31 までに各市町村への各書類の提出をお忘れなく！！

対象設備に対して固定資産税の特例を受ける場合には、毎年1月31日申告期限の固定資産税（償却資産）申告書の提出時に、各市区町村に確認書類を提出いただく必要があります。

本年に新たに先端設備等導入計画の認定を受けた企業様はお忘れないようにご注意ください。

なお、昨年、一昨年に認定を受けており、市区町村に提出が漏れている方もお忘れなくご注意ください。

顧問税理士と契約されている場合は、顧問税理士にご確認をお願いします。

【先端設備等導入計画とは？】

取得した設備に対して、「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、取得した設備に対して、新たに固定資産税（償却資産）が課せられることになった年度から3年間、特例割合をゼロとするものです。

本情報は、令和4年12月1日時点の情報であり、変更されることがございます。

本件は、各営業店の担当者までお問い合わせください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただいておりますが、当組合がお客様の申請を代行することはありません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら